令和元年度幡多中央消防組合職員採用資格試験

幡多中央消防組合では、令和2年度採用予定の職員採用資格試験を行います。

◆**職種**
消防職（消防士・救急救命士）3名程度

◆**受験資格**
【消防士】
平成4年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人。
【救急救命士】
平成元年4月2日以降に生まれた人で、救急救命士国家試験において資格を取得した人、または令和元年度救急救命士国家試験で資格を取得できる見込みの人。
【共通】
・準中型自動車運転免許を有する人、または取得見込みの人。
・採用後は、幡多中央消防組合管内に居住し、通勤可能な人。

◆**日時**　第1次試験
9月1日（日）
午前8時40分集合

◆**会場**
四万十市立中村中学校
四万十市中村東町2丁目1−30

◆**受付期間**
8月1日（木）～8月16日（金）
※郵送時必着

◆**受付時間**
午前8時30分～午後5時15分
（土日・祝日を除く。）

◆**受験申込書**
幡多中央消防組合消防本部、黒潮消防署、黒潮町役場（本庁・佐賀支所）など。（土日・祝日でも受け取り可能。）
※郵送による申込書請求の場合は、封筒の表に「受験申込用紙請求」と朱書し、宛先を明記した返信用封筒（A4サイズの角2封筒に120円切手貼付のこと）を同封して左記まで請求してください。
左記ホームページからダウンロードすることもできます。
http://ffa-hata.main.jp

○お問い合わせ
幡多中央消防組合消防本部
総務課総務係
☎34−5881

飲食店などにおける消火器の設置基準が改正されました

平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市大規模火災の教訓を踏まえ、消防法が改正されました。この改正により、火を使用するすべての飲食店に消火器（業務用）の設置が必要となりました。

＜改正前＞
延べ面積150㎡以上の飲食店などは消火器の設置が必要。

＜改正後＞施行期日：10月1日から
面積にかかわらず、全ての飲食店に消火器の設置が必要。
※延べ面積150㎡未満で下記のいずれかにあてはまる場合は設置不要。
・火を使用する設備や器具を設けていない。（※1）
・防火上有効な対策がとられている。（※2）

飲食店
火を使用する設備または器具がある

はい → 設置義務あり
いいえ → 設置義務なし

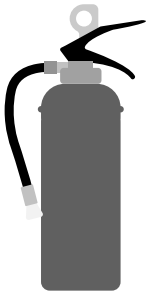

（※1）飲食物を提供するため調理を目的とする「火を使用する設備」または「火を使用する器具」が当てはまります（IH調理器は除きます）。
例：備え付けのレンジ、フライヤー、かまど、ガスコンロ（設備）・カセットこんろ（器具）など

（※2）使用するすべての設備に1から3のいずれかの装置があれば消火器の設置は免除できます。
1. 調理油過熱防止装置（鍋などの温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止して火を消す装置）
2. 自動消火装置（火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの）
3. 圧力感知安全装置（加熱などによるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にガスの供給を停止して火を消す装置）

消火器の設置後、6カ月ごとに点検し、1年に1回消防署への報告が必要となります。

○お問い合わせ　黒潮消防署 予防係　☎44−2600